

北九州市若年がん患者在宅療養生活支援事業

北九州市では、40歳未満のがん患者さんが住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービス利用料の一部を助成し、患者さんとご家族の負担を軽減します。

■対象者(すべてに該当される方)

- 北九州市内に在住している40歳未満の方
- がん患者（介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当する方）
- 在宅療養上の生活支援及び介護が必要な方
- 他の事業において同様のサービスの利用を受けることができない方

■対象サービス

- 訪問介護
 - ・身体介護（入浴、排せつ、食事等）
 - ・生活援助（掃除、洗濯、調理等）
 - ・通院等乗降介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸与
 - ・車いす（付属品含む）
 - ・特殊寝台（付属品含む）
 - ・床ずれ防止用具
 - ・体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
 - ・手すり（工事を伴わないもの）
 - ・認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）
 - ・スロープ（工事を伴わないもの）
 - ・歩行器
 - ・歩行補助つえ
 - ・移動用リフト（つり具の部分を除く。階段移動用リフトを含む）
 - ・自動排泄処理装置（レシーバー、チューブ、タンク等を除く）
- 福祉用具の購入
 - ・腰掛便座
 - ・入浴補助用具
 - ・自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ・簡易浴槽
 - ・移動用リフトのつり具の部分



■サービス利用料と利用者負担

- 1ヶ月あたりのサービス利用上限額は6万円です。
- サービス利用料の9割相当額を助成します。（最大で5万4千円を助成。利用者負担は1割となります。）
※サービス利用料は、いったん全額を負担していただきます。

■支援事業利用の流れ

申請される前に、下記の申請窓口まで電話でお問い合わせください。
制度の詳細をご説明いたします。

1. 利用申請（持参又は郵送）※郵送の場合は、簡易書留など配達記録が分かるものでお送りください。
申請に係る書類（下記の提出書類）を申請窓口に提出してください。

<提出書類>

- ①北九州市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書
- ②意見書（意見書の作成にかかる文書料は利用者負担になります。）
- ③サービス利用予定者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど。郵送の場合は写し）
- ④申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど。郵送の場合は写し）

2. 利用決定の通知

申請内容を審査し適当と認めた場合は、利用承認通知書を送付します。

3. サービスの利用

サービス等提供事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

4. サービス利用料の支払い

サービス等提供事業者から請求された全額をいったん支払い、領収書と利用者・サービス内容・日時・利用回数・金額等が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

5. 助成金の請求（持参又は郵送）※郵送の場合は、簡易書留など配達記録がわかるものでお送りください。

助成金交付請求書に領収書と利用明細書を添付して申請窓口に提出してください。

<提出書類>

- ①北九州市若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付請求書
- ②サービス利用を受けた事業者の領収書の写し
- ③利用者・サービス内容・日時・利用回数・金額等が記載された明細書の写し
- ④通帳の写し（振込先が確認できるもの）

※請求金額は、サービス利用料から自己負担の1割相当額を除いた額を請求してください。

※助成金の振込先は、原則として利用者本人（利用者が未成年の場合は保護者）の口座になります。

助成金の請求及び受領を委任する場合は委任状が必要です。

6. 審査、申請者への支払い

請求内容を審査し適当と認めた場合は、指定の口座に助成金を振り込みます。

<申請窓口・問い合わせ先>

北九州市 保健福祉局 疾病対策課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号(北九州市役所本庁舎9階)

TEL(093)582-2899